

箕面栗生第二住宅自治会 会則

第1条【名称】

この会は箕面栗生第二住宅自治会(以下「本会」)と称する。

第2条【事務所】

本会の事務所は、管理棟(31号棟)自治会室とする。

第3条【目的】

本会は会員の自主的な活動によって住民相互の親睦と健康で明るい共同生活の維持及び環境の改善を図ることを目的とする。

第4条【活動】

本会は前条の目的を達成するために必要な活動を行う。

第5条【会員】

本会の会員は、箕面栗生第二住宅居住者をもって構成する。

第6条【会費】

1. 本会の会費は1戸につき、年額2,400円とする。
2. 既納の会費は返済しない。ただし、転居等で請求があった場合は返済には応じる。

第7条【入会及び退会】

本会への入会は、入会届けの提出による。又次の場合には会員の資格を失う。

- (1) 当住宅に居住しなくなった場合。
- (2) 退会届を提出した場合。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納した場合。

第8条【役員】

本会は次の役員をおく。役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会 計 3名
- (5) 幹 事 常数
- (6) 会計監査 2名
- (7) 顧 問 若干名

第9条【役員を選出】

1. 役員は各棟より1名以上とする。
2. 各棟の実情により、隣接した複数の棟を統合して、1名以上選出することができる。

第10条【役員の職務】

本会は、次の役員をおく。役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

- (1) 会長・・・会を代表し 会を統括する。
- (2) 副会長・・・会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 事務局長・事務局を統括し、会務を処理する。
- (4) 会計・・・会計事務を担当する。
- (5) 幹事・・・それぞれの会務(専門部)を分担し執行する。
- (6) 会計監査・・・会の会計を監査する。
- (7) 顧問・・・会運営のための諮問を受ける。

第11条【機関】

本会は、会の運営を円滑に行うため、次の機関を設ける。

- (1) 総会
- (2) 役員会

第12条【総会】

1. 総会は本会の最高決議機関である。
2. 定期総会は毎年1回開催、次の事項について審議決定する。
 - (1) 活動経過報告
 - (2) 決算報告
 - (3) 会計監査報告
 - (4) 新年度活動方針案
 - (5) 新年度予算及び役員選出
3. 総会は会員戸数の2分の1(委任状を含む)以上の出席を得て成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。
4. 臨時総会は役員会において必要と認めた場合、又は会員戸数の5分の1以上の要求がある時は会長はこれを招集しなければならない。
5. 議会の議決権は1戸につき1票とする。

第13条【役員会】

1. 役員会は自治会の次の総会迄の決議執行機関であって、会長の招集により随時開催し会の運営に関する事項、総会の決議事項について討議し、執行する。
2. 役員会は会長、副会長、事務局長、会計、幹事で構成する。

第14条【専門部の設置】

1. 本会の会務を執行するため、次の専門部をおく。
 - (1) 事務局
 - (2) 広報
 - (3) 環境衛生
 - (4) 福祉共済
 - (5) 渉外
 - (6) 文化体育
 - (7) 防犯防災交通
2. 前項以外の専門部を必要とするときは、役員会の承認を得て臨時におくことができる。

第 15 条【経費】

本会の経費は会費と寄付金、その他でまかなう。

第 16 条【駐車場の運営、管理】

本会が運営・管理する駐車場に関する事項については、別に定める駐車場運営細則及び駐車場利用規則によるものとする。

第 17 条【委員会】

1. 本会は総会の承認を得て、会長の委嘱により様々な問題を調査、研究、検討、答申する委員会を設置することができる。
2. 委員会の改廃については総会の承認を得る。

第 18 条【付則】

本会は特定の団体、政党及び宗派の活動は行わない。

第 19 条【付則】

この会則は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければ改廃することができない。

第 20 条【付則】

この会則は 1975 年(昭和 50 年)8 月 3 日より実施する。

〈改訂〉 1996 年(平成 8 年)4 月 14 日
2012 年(平成 24 年)4 月 15 日
2015 年(平成 27 年)4 月 26 日
2024 年(令和 6 年)5 月 19 日
2025 年(令和 7 年)4 月 20 日